

公示第3号  
平成28年2月12日  
一部改正：公示第22号  
令和4年10月17日

防衛装備庁岐阜試験場が行う随意契約への新規参入の申し込みについて

分任支出負担行為担当官  
防衛装備庁岐阜試験場  
副場長 渡邊 収

別添の対象契約一覧表に掲げる契約は、次のアからキのいずれかの要件に該当するため、事後の契約を締結する場合には、当該要件を満たす契約企業との随意契約によって契約することを予定しているものです。それぞれの契約について必要となる要件を満たし、同契約への新規参入を希望される企業等がありましたら、別添の契約希望申請書により申し込みに必要な書類を添付して、契約担当官防衛装備庁岐阜試験場副場長あてにご提出ください。

- ア 航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2又は武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるための申請中である者が一者に限られる航空機若しくは航空機用機器又は武器に係る調達イ 契約の履行のために不可欠なライセンスを現に認められ、又は履行期限までにこれを認められる見込みのある日本企業が一者に限られるもののうち、当該ライセンスの実施権の取得に外国政府の許可を要しないもの
- ウ 契約の履行のために不可欠な日本国内における正当な輸入販売代理権を現に有し、又は履行期限までに当該権利を有する見込みのある者が一者に限られる防衛装備品に係る一般輸入調達
- エ 企業が試作請負業務（研究試作を除く。）を通じて防衛省と共同して開発した防衛装備品の量産契約であって、当該防衛装備品の製造に当たって必要となる技術又は設備等を有する企業が一者に限られるもの（開発に係る試作請負業務（研究試作を除く。）において、下請負企業がその試作請負契約の相手方に納入した、当該防衛装備品を成す特定の機器も含む。）
- オ 複数の構成品が一体となって機能を発揮する防衛装備品の製造請負業務を数回に分割して発注せざるを得ない場合（当該防衛装備品を調達する事業について構想し若しくは計画し又は予算を要求する過程において、一体の事業であることが明確であったものを分割したことが明らかなものに限るものとし、当該事業と同時期に発注する構成品及び部品に係る契約並びに当該事業の過程において派生的に追加発注される契約を除く。）で、当該防衛装備品全体の設計及び製造の全過程を通じて同一の企業の管理下においてシステム・インテグレーションが行われなければ製造の目的達成に著しい支障が生じるおそれがあるもの
- カ 研究開発に係る試作請負業務に付随して実施が必要となる調達のうち、試作品の機能・性能の確認に係る部品及び支援・役務の調達であって、当該契約を履行できる者が一者に限られる場合
- キ 過去2カ年度にわたって一者応募・応札となっている調達のうち、契約履行に必要な製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できる者が一者に限られ、防衛省所有資料や一般に公開されている資料だけでは調達できないもの

添付書類：対象契約一覧表  
契約希望申請書

新規参入の申し込みに必要となる提出資料

- 1 資格審査結果通知書（写し）
- 2 法的資格等の証明書
- 3 技術的要件を満たしていることを証明する資料
- 4 体制等を証明する資料
- 5 下請（予定）企業一覧表（上記2～4項を満たしていること。）

対象契約一覧表

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先(問合せ先)
3-1	回転翼哨戒機（能力向上型）の性能確認試験のための技術支援（機体側）	力	3. 4. 14	回転翼哨戒機（能力向上型）の試作契約での成果を継承し、回転翼哨戒機（能力向上型）の設計、機能、性能、特性、搭載装備及び計測装置に関する知識を有しつつ、回転翼機の飛行試験評価に関する知識及び技術並びにデータ解析技術を有すること。	・提出先 防衛装備庁 岐阜試験場 業務班
3-2	回転翼哨戒機（能力向上型）の性能確認試験のための技術支援（音響センサーシステム）	力	3. 5. 11	回転翼哨戒機（能力向上型）の試作契約での成果を継承し、回転翼哨戒機（能力向上型）の音響センサーシステムに関する知識（設計、機能性能、特性、関連装備品等）及び計測装置に関する知識を有しつつ、当該システムの飛行試験評価に関する知識及び技術並びにデータ解析技術を有すること。	・問合せ先 058(382)1101 内線：5512
3-4	回転翼哨戒機（能力向上型）の性能確認試験のための修理等	力	3. 12. 3	回転翼哨戒機（能力向上型）の試作契約での成果を継承し、回転翼哨戒機（能力向上型）の設計、機能・性能、特性、搭載装備品等に関する専門的な知識及び技術を有することを証明できること。	
3-5	回転翼哨戒機（能力向上型）の性能確認試験のための技術支援（艦ヘリデータリンク装置（艦上）のうち指向性空中線及び無指向性空中線）	力	4. 5. 12	回転翼哨戒機（能力向上型）の試作契約での成果を継承し回転翼哨戒機（能力向上型）の艦ヘリデータリンク（艦上）のうち指向性空中線及び無指向性空中線に関する設計、機能・性能、特性、関連装備品等に関する専門的な知識及び技術を有することを証明できること。	

対象契約一覧表

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先(問合せ先)
3-6	回転翼哨戒機（能力向上型）の性能確認試験のための技術支援（艦ヘリデータリンク装置（艦上）のうちマストアンプ、通信装置及び制御器）	力	4. 5. 12	回転翼哨戒機（能力向上型）の試作契約での成果を継承し回転翼哨戒機（能力向上型）の艦ヘリデータリンク装置（艦上）のうちマストアンプ、通信装置及び制御器に関する設計、機能・性能、特性、関連装備品等に関する専門的な知識及び技術を有することを証明できること。	<p>・提出先 防衛装備庁 岐阜試験場 業務班</p> <p>・問合せ先 058(382)1101 内線：5512</p>
3-7	回転翼哨戒機（能力向上型）の性能確認試験のための技術支援（戦闘指揮システムのうちデータリンクに関する制御処理器及び記録器）	力	4. 5. 12	回転翼哨戒機（能力向上型）の試作契約での成果を継承し回転翼哨戒機（能力向上型）の戦闘指揮システムのうちデータリンクに関する制御処理器及び記録器に関する設計、機能・性能、特性、関連装備品等に関する専門的な知識及び技術を有することを証明できること。	
3-8	回転翼哨戒機（能力向上型）の性能確認試験のための技術支援（魚雷搭載試験）	力	4. 6. 10	回転翼哨戒機（能力向上型）のシステムと海上自衛隊が保有する魚雷（97式魚雷及び12式魚雷）との信号のやり取りに関する専門的な知識及び技術を有すること。	
3-9	回転翼哨戒機（能力向上型）の搭載エンジンに係る共通EDECUのデータ解析等	力	4. 7. 28	回転翼哨戒機（能力向上型）の搭載エンジンに関する専門的な知識及び技術を有することを証明できること。	
3-10	回転翼哨戒機（能力向上型）の飛行情報表示器、ソーナードーム制御器及びCDS制御器（操縦士席）に関する修理役務	力	4. 10. 17	回転翼哨戒機（能力向上型）の試作契約での成果を継承し、回転翼哨戒機（能力向上型）の設計、機能・性能、特性、搭載装備品等に関する専門的な知識及び技術を有することを証明できること。	
3-11	回転翼哨戒機（能力向上型）の計測システムの健全性確認役務	力	4. 10. 17	回転翼哨戒機（能力向上型）の計測システムに関する専門的な知識及び技術を有することを証明できること。	

## 契約希望申請書

年　月　日

分任支出負担行為担当官  
防衛装備庁岐阜試験場  
副場長 渡邊 収 殿

住 所  
会 社 名  
代表者名  
担当者名  
連絡先

当社は、常続的公示〇〇〇第　　号（〇〇.〇〇.〇〇）に掲載の、

掲載番号：  
該当する契約：

について、別添のとおり関係資料を添付しますので、契約相手方に指名されることを希望します。

- 添付書類 :
- 1 資格審査結果通知書（写し）
  - 2 法的資格等の証明書
  - 3 技術的要件等を満たしていることを証明する資料
  - 4 体制等を証明する資料
  - 5 下請（予定）企業一覧表（上記2～4項を満たしていること。）